平成２４年（フ）第１１２５号
神戸市中央区生田町１丁目３番３号　ジョイマンション401、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目20番21号　中山手サンクレバー２Ｆ
債務者　スナック風こと　山本　正美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２６号
神戸市中央区生田町１丁目３番３号　ジョイマンション401、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目20番21号　サンクレーバ２Ｆ
債務者　髙渕　秀人
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２７７号
名古屋市港区入場２丁目2303番地の１　プログレス705号
債務者　堀井　敏郎
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２３号
愛知県小牧市城山２丁目８番地　県営城山第二住宅４棟805号
債務者　樋口マルコこと　ＨＩＧＵＣＨＩ　ＭＡＲＣＯ　ＡＮＴＯＮＩＯ
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２００号
山口県下関市東向山町２番９―405号　第１エステイトビル
債務者　古川　未緒（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２号
山口県下関市彦島山中町２丁目１番６号
債務者　村上　幸雄
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
鹿児島県姶良市加治木町木田3911番地15
債務者　楠本　美香
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第７３２号
熊本市南区土河原町３番地６
債務者　野村　雄司
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
青森県弘前市大字中野５丁目13番地８
債務者　福士　幸一
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１６号
青森県弘前市大字中野５丁目13番地８
債務者　福士　繁行
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１７号
青森県弘前市大字中野５丁目13番地８
債務者　福士　桂子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２４３８号
名古屋市守山区八剣１丁目503番地
債務者　クリーニングスワンこと　桒原　虎雄
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８５７号
札幌市西区山の手３条７丁目１番20号
債務者　田中　俊史
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５号
札幌市北区北23条西６丁目１番14―201号
債務者　小田　文子
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
青森県十和田市東十二番町12番28号　ハイツＫⅡβ309号
債務者　鳥越　良二
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第７号
青森県十和田市西六番町３番４号　グランドメゾン102号
債務者　松田　幸子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで　青森地方裁判所十和田支部